

B 1 - 9 2

5 年 保 存 (常)

(平 成 3 2 年 1 2 月 3 1 日 まで)

F N . B 1 - -

鹿 生 企 第 1 0 8 号

平 成 2 7 年 4 月 1 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	銃刀危険物係	TEL	
----	--------	-----	--

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部改正に伴う技能講習実施基準の改正について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）については、「技能講習実施基準の一部改正について（通達）」（平成26年6月6日付け鹿生環第230号）に基づき実施しているところであるが、この度、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第3号。以下「改正規則」という。）が平成27年1月30日に公布されたことに伴い、別添のとおり、技能講習実施基準を制定し、同年4月1日から実施することとなった。

改正の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成27年4月1日から施行し、旧通達は平成27年3月31日限り廃止する。

記

1 改正の趣旨

猟銃の基本的な操作の確認や射撃の技能の向上のために実施している法第5条の5に規定する技能講習について、より安全指導に重点を置き、現場での事故防止に即した内容の講習に改めるものである。

2 改正の概要

(1) 技能講習の実施方法

ア 操作講習（改正規則による改正後の技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8条。以下「規則」という。）第6条関係）

操作講習については、猟銃の点検及び分解結合並びに猟銃の保持及び携帯並びに模擬弾の装填、脱法、照準及び空撃ち並びに不発の場合の処理の動作を行わせることとし、鹿児島県公安委員会（以下「県公安委員会」とい

う。)又は法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員(以下「教習射撃指導員等」という。)が受講者に対する指導のため必要があると認めるときは、規定回数を超えて実施させることができるようにし、十分な指導が行えるようにした。

イ 射撃講習(規則第7条から第9条関係)

射撃講習については、現場での事故防止に直結するよう実際に猟場で猟銃を使う状況に近い条件で射撃を行わせることとするほか、教習射撃指導員等が受講者に対し、射撃姿勢、射撃動作その他必要な事項について指導を行うこととした。

具体的には、散弾銃射撃講習については、指導が必要な場合には現行の25発を超えて射撃を行わせることを可能とし、必要な指導を行うことができるようにした。

ライフル銃等射撃講習については、立射、膝射、伏射及び肘射のうち一以上の射撃姿勢で射撃を行うこととし、それぞれの射撃姿勢について銃身を架台、土のう等に依託する依託射撃により射撃を行うことを可能とした。

また、標的の大きさを猟場における獲物の大きさに近い330ミリメートルから366ミリメートルとし、射撃回数も10回以上とすることで、指導のために十分な時間を確保しつつ、必要に応じて射撃回数を増やすことができるようにした。

(2) 技能講習の打切り(規則第10条関係)

教習射撃指導員等は、技能講習を受けている者が当該技能講習を安全に実施するための指示に従わない場合においては、その者に係る技能講習を打ち切ることができることとした。

具体的には、教習射撃指導員等の指示に従わず危険な行為を繰り返す者などがこれに当たる。

(3) 技能講習の修了認定(規則第11条関係)

技能の講習における修了認定は、猟銃の操作の科目、猟銃の射撃の科目それぞれについて、規則第6条から第9条までに定めるところにより行った技能講習の課程を修了し、教習射撃指導員等が講習事項を修得したと認定した者に対して行うこととする。

したがって、射撃講習において教習射撃指導員等の指導を受けたにもかかわらず、なお基本的な操作や射撃技能を身につけることができず、講習事項を修得したと認定することができない者は、技能講習の修了認定を受けることができない。

3 運用上の留意事項

(1) 銃種ごとの実施(法第5条の2第3項第1号、第2号、第5条の5第1項)

同種の猟銃を複数所持する受講者は、それらの猟銃のうちいずれか一つを用いて受講すれば足りる。

例えば「散弾銃」と「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」とをいずれも所持する受講者は、いずれか一つを用いて受講すればよいこととなる。

(2) 使用する猟銃(法第3条第1項)

技能講習において用いることのできる猟銃は、受講者が法第4条第1項第1

号の規定による許可を受けて所持する猟銃に限られ、射撃場の備付け銃を用いることはできない。

したがって、技能講習通知書を受講者に交付するに際しては、技能講習に用いる猟銃及び当該猟銃に適合する実包並びに猟銃・空気銃所持許可証を会場に携行すべき旨を確実に教示すること。

また、実包については今回の改正により、散弾銃の射撃教習は25回以上の射撃を行い、ライフル銃等の射撃教習は10回以上の射撃を行うこととなるため、受講者には予備の個数を携行するよう注意喚起すること。

なお、技能講習を受講するための猟銃用火薬類等の譲受許可については、技能講習までの射撃の練習等を勘案し、必要な個数について許可すること。

別添

技能講習実施基準

1 目的

この技能講習実施基準は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号以下「令」という。）第21条及び規則第6条から第10条の規定による技能講習の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 講習実施場所の設定

猟銃の射撃の科目についての技能講習（以下「射撃講習」という。）実施の場所は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる要件を満たす施設を使用して行うものとする。

(1) 散弾銃を使用して行う射撃講習（規則第7条。以下「散弾銃射撃講習」という。）

ア トラップ射撃

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「指定府令」という。）別表第2に定める基準に適合する構造設備を有する施設

イ スキート射撃

指定府令別表第3に定める基準に適合する構造設備を有する施設

(2) 散弾銃以外の猟銃（以下「ライフル銃等」という。）を使用して行う技能講習（規則第8条。以下「ライフル銃等射撃講習」という。）

指定府令別表第4から第6までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設

3 実施要領等

(1) 猟銃の操作の科目についての技能講習（規則第6条。以下「操作講習」という。）の実施要領は、別紙1のとおりとする。

(2) 射撃講習の実施要領は、別紙2のとおりとする。

(3) 必要に応じ、射台において受講者に実射をさせる前に休憩時間を置き、休憩時間中に受講者が自主的に射撃の練習ができるように措置すること。

4 受講者の確認及び指示

(1) 受講者の確認

技能講習に従事する職員又は技能講習に関する事務の委託を受けた者の管理する教習射撃場に置かれた教習射撃指導員（以下「講習指導員」という。）は、猟銃・空気銃所持許可証により受講者の確認を行うものとする。

(2) 講習前の指示

ア 講習指導員は、受講者に対して講習開始前に、次の事項について指示及び説明を行うものとする。

(ア) 講習中の事故防止

(イ) 講習の実施順序

(ウ) その他講習実施について必要な事項

イ 講習指導員は、講習開始前に、受講者が技能講習において使用することとしている猟銃の薬室及び弾倉に実包が装填されていないことを確認させるものとする。

ウ 講習指導員は、受講者の所持する猟銃に著しい欠陥がありその場で修理できない場合又は受講者が酩酊しているなど技能講習を受けるに適しない場合には、当該受講者に係る技能講習を打ち切るものとする。

(3) 講習中の指示

講習指導員は、別紙3「操作講習記録基準」に沿って受講者に対し、猟銃の操作及び射撃の技能に関する指導助言等を行い、猟銃の基本的な操作の確認や射撃技能の維持向上を図るとともに、その指導の内容について、別紙4「技能講習記録表」及び別紙5「射撃姿勢等確認表」に記載の上、その写しを技能講習終了後に受講者に手交することとする。

5 記録

(1) 操作講習に関する記録

ア 記録の範囲

講習指導員が、当該講習を受ける受講者全員に対して技能講習の開始の宣言をした時から、受講者全員が全項目を終了し、講習指導員が技能講習の終了の宣言をするまでの間の全ての猟銃の操作について行う。

注1 実射中の猟銃の操作も記録の対象となる。

注2 受講者のグループが、A及びBの2組である場合に、Aのグループが実射を終了し、Bのグループの実射の終了まで待機している場合でも、待機中のAのグループの受講者の行為は操作講習の範囲である。

注3 休憩時間中の自主的な射撃の練習については範囲に含まれない。

イ 記録方法

(7) 危険行為

危険行為とは、別紙3「操作講習記録基準」の1に定める事項とし、講習指導員は受講者がこれらの行為を行わないように指導を行うが、指導にもかかわらずこれを行った場合には別紙4「技能講習記録表」の(1)「記録基準細目一覧表」の該当する行為のチェック欄に記録する。

なお、講習指導員の指導に従わず、再度同じ行為を行った場合には、その指導の内容等について具体的に別紙4「技能講習記録表」の(3)「特記事項」欄に記載した上で当該受講者に係る技能講習を打ち切る。

(イ) 指導事項

指導事項とは、別紙3「操作講習記録基準」の2に定める事項とし、講習指導員は受講者に対し、これらの事項について指導を行った場合には、別紙4「技能講習記録表」の(1)「記録基準細目一覧表」の該当する行為のチェック欄にチェックするとともにその指導内容を指導事項欄に記載する。

(ウ) 特記事項

別紙4「技能講習記録表」の(3)「特記事項」欄には、練習が必要であるなど受講者が猟銃を所持する上で継続的に注意すべき事項について記載することとする。

と。

(2) 射撃講習に関する記録

ア 散弾銃射撃講習

(7) 完全な形態をとっていない標的（出割れ）若しくは定められた飛行線を著しく外れた標的が放出された場合又は猟銃の故障若しくは実包の不発その他講習指導員が記録の対象とすることが不適当であると判断した場合には、放出された標的は規則第7条第3項第2号に規定する標的の個数に算入しないものとする。

(4) 完全な形態をとった標的が定められた飛行線を飛ばしやうしたにもかかわらず、受講者が射撃時期を失して射撃しなかった場合には、当該標的は規則第7条第3項第2号に規定する標的の個数に算入するものとする。このような場合、講習指導員は、適切な発射の時期について受講者に指導を行うとともに別紙5「射撃姿勢等確認表」の「発射の時期」欄にチェックし、指導の具体的な内容について記載する。

(9) 講習指導員は、標的に命中した場合には斜線を別紙4「技能講習記録表」の(2)「射撃結果」欄に記録する。

イ ライフル銃等射撃講習

(7) 講習指導員は、当該受講者の技能等に鑑み適切な射撃姿勢を選択するように指導して射撃を行わせ、射撃を行った姿勢及び依託の有無について別紙4「技能講習記録表」に記録する。

この場合、射撃を行った姿勢に応じて、別紙4「技能講習記録表」の(2)「射撃結果」欄中の立、膝、伏、肘のいずれかを選択し、通常の場合には○で、依託射撃の場合には△で囲むこと。

(4) 講習指導員は、標的に命中した場合には斜線を別紙4「技能講習記録表」の(2)「射撃結果」欄に記載する。

なお、跳弾であることが明瞭な標的中の弾痕は、記録の対象とならないものとする。

ウ 射撃姿勢等確認表

講習指導員は、受講者の射撃姿勢及び射撃動作について指導を行い、指導を行った項目について、別紙5「射撃姿勢等確認表」の該当する項目にチェックし、その具体的内容について「備考」欄に記載する

(3) 記録表等の交付

講習指導員は、技能講習が終了した際に別紙4「技能講習記録表」及び別紙5「射撃姿勢等確認表」の写しを受講者に交付することとする。

6 講習打ち切り

講習指導員は、受講者が危険行為を行い、講習指導員から同行為を行わないように指導を受けたにもかかわらず再度同じ行為を行った場合には、講習を打ち切るものとする。

ただし、事前に指導を行うことで危険行為を未然に防ぐことができる場合には、講習指導員はできる限り事前に指導を行うこととする。

また、危険行為のうち別紙3「操作講習記録基準」の1のIの項に該当する場合は、その時点で講習を打ち切るほか、受講者の銃が故障した場合など技能講習を安全に継続することができないと講習指導員が判断した場合も同様とする。

7 修了認定

鹿児島県公安委員会及び講習指導員は、規則第6条から第9条までに定めるところにより行った操作講習及び射撃講習の課程を終了し、講習指導員が講習事項を修得したと認定した者について、技能講習の修了認定を行う。

操作講習や射撃講習を規定の回数行っても、必要とされる基本的操作や射撃技能を身につけることができなかった者については、講習指導員はその判断に基づき、規定の回数以上猟銃の操作や射撃を行わせることとし、更なる指導を行う。

なお、講習指導員の指導にもかかわらず講習事項を修得したと認められない場合（例：射撃講習において指導を行ったが全く標的に当たらなかった場合や操作講習において講習指導員が指導を行ったが組み立て等が全くできなかった場合）には、その旨を別紙4「技能講習記録表」の「特記事項」欄に記載した上で技能講習を終了する。

別紙1 (3の(1)関係)

操作講習実施要領

1 散弾銃を使用して行う操作講習

散弾銃を使用して行う操作講習の要領は次のとおりとする。

注 事故例を引用するなどによる口頭での説明及び講習指導員が銃を用いて実演を行うほか、受講者に最低限括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。講習指導員は指導のため必要があると認めるときは、括弧内に定める回数を超えて行わせることができる。

なお、このようにして行わせる動作以外の動作であっても、技能講習中に行われたものは全て操作講習における記録対象に含まれる。

(1) 散弾銃の点検及び分解結合 (1回)

ア 散弾銃を銃身部と機関部に分解させる。

イ 分解された散弾銃を結合させつつ安全点検を行わせる。

注 点検は、受講者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

(2) 散弾銃の保持及び携行 (1回)

射台及び銃架等の間を散弾銃を携行させて往復させる。この場合において、銃架等に散弾銃を置かせ又は手に取らせるものとする。

(3) 模擬弾の装填及び脱包

模擬弾の装填及び脱包を行わせる。(2回)

注 模擬弾は、操作講習においては、実包とみなす。

(4) 照準及び空撃ち

射撃動作及びスウィングを行わせつつ空撃ちを行わせる。(5回)

注 スウィングは、山並み等の地形地物を利用して、飛しょうする標的の飛行線を仮想することにより行うものとする。

(5) 不発の場合の処理

不発弾の場合の処理を行わせる。(1回)

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

2 ライフル銃等を使用して行う操作講習

ライフル銃等を使用して行う操作講習の要領は、次のとおりとする。

注 事故例を引用するなどによる口頭での説明及び講習指導員が銃を用いて実演を行うほか、受講者に最低限括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。講習指導員は、指導のため必要があると認めるときは、括弧内に定める回数を超えて行わせることができる。

なお、このようにして行わせる動作以外の動作であっても、技能講習中に行われたものは全て操作講習における記録対象に含まれる。

(1) ライフル銃等の点検及び分解結合 (1回)

ア ボルト式ライフル銃の場合に限り、ボルトの脱着を行わせる。

イ 安全点検を行わせる。

注 点検は、受講者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

(2) ライフル銃等の保持及び携行（1回）

射台後方の安全な場所をライフル銃等を携行させて往復させる。この場合において、銃架等にライフル銃等を置かせ、又は手に取らせるものとする。

(3) 模擬弾の装填及び脱包

模擬弾の装填及び脱包を行わせる。（2回）

注 模擬弾は、操作講習においては、実包とみなす。

(4) 照準及び空撃ち

射撃姿勢をとらせ、かつ、空撃ちを行わせる。（5回）

(5) 不発の場合の処理

不発の場合の処理を行わせる。（1回）

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

別紙2 (3の(2)関係)

射撃講習実施要領

1 散弾銃射撃講習

(1) 標的の形状 (通常使用されているクレー)

直径110ミリメートル (±2ミリメートル) ; 高さ26.5ミリメートル (±1.5ミリメートル) ; 重量105グラム (±5グラム) のクレーピジョン

(2) 標的の放出方法等

ア 受講者1人につき原則25個の標的を1個ずつ放出するものとする。

ただし、講習指導員が必要と認める場合には、25個を超えて放出するものとする。

イ トラップ射撃 (トラップから射撃線までの距離が15メートルであるもの)

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が75メートル (±5メートル) となるような速度

(イ) 放出高度 トラップハウスの屋根の水準でトラップから計り、飛行線の10メートルの地点で2.5メートル (±0.5メートル) の高さを通過

(ウ) 放出順序, 放出方向及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5
放出方向	ストレート	左5度	右5度	左10度	右10度
標的個数	5	5	5	5	5

注 射台の放出方向を特定し、その設定は、射台番号に拘束されない。

ウ トラップ射撃 (トラップから射撃線までの距離が5メートルであるもの)

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が75メートル (±5メートル) となるような速度

(イ) 放出高度 トラップハウスの屋根の水準でトラップから計り、飛行線の10メートルの地点で2.5メートル (±0.5メートル) の高さを通過

(ウ) 放出順序, 放出方向及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5
放出方向	ストレート	左20度	右20度	左35度	右35度
標的個数	5	5	5	5	5

注 射台の放出方向を特定し、その設定は、射台番号に拘束されない。

エ スキート射撃（クレーがセンターポール上方を通過するように発射されるもの）

- (ア) 放出速度 最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下となるような速度
- (イ) 放出高度 クレー交差点において地上4.57メートルの点を中心とする直径0.91メートルの仮想の円内を通過
- (ウ) 放出順序, 射台番号, 放出器及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5	6
射台番号	1	2	3	6	7	任意
放出器	M	M	M	P	P	任意
標的個数	3	3	3	3	3	10

注1 放出器の項のMはマークを, Pはプールを表す。

注2 標的の放出は, ノータイムとする。

オ スキート射撃（クレーがセンターポール上方及びその後方30度の範囲を通過するように発射されるもの）

- (ア) 放出速度 最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下となるような速度
- (イ) 放出高度 クレー交差点において地上5メートルの点を中心とする直径2メートルの仮想の円内を通過
- (ウ) 放出順序, 射台番号, 放出器及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5	6					
射台番号	1	2	3	5	6	任意					
放出器	P	M	P	M	P	M	任意				
標的個数	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	10

注1 放出器の項のMはマークを, Pはプールを表す。

注2 標的の放出は, ノータイムとする。

(3) 射撃の方法等

ア 実包の装填数

1回の射撃につき, 実包は1個のみ装填するものとする。

イ 射撃の方法及び射台の移動

(7) トラップ射撃

受講者は1番射台から順に射撃を行い、受講者のグループ（射団）の全員が射撃を終了しなければ、射台を移動してはならないものとする。

上記(2)イにより射撃を実施する者は、15回の射撃を行った後、講習指導員の指示を受けた場合にはトラップから射撃線までの距離が5メートルの射台を使用して残りの回数の射撃を実施することができる。この場合におけるクレーの放出角度は、そのままの角度で実施することとする。

なお、当初から上記(2)ウにより射撃を実施する受講者については、全ての射撃についてトラップから射撃線までの距離が5メートルの射台で射撃を行うこととする。

(イ) スキート射撃

a 受講者は、射台において、当該射台に定められた個数の標的全部に対して、連続して射撃するものとする。

b 受講者のグループ（射団）の全員が当該射台において射撃を終了しなければ、射台を移動してはならないものとする。

c 15回射撃を行った後は10回の射撃を任意の射台で実施する。

なお、講習指導員が受講者に対する射撃の指導のために必要があると認める場合には、射台を指定することも可能とする。

2 ライフル銃等射撃講習

(1) 標的の大きさ（規則第8条第2項）

直径330ミリメートル以上366ミリメートル以下の標的を使用して実施するものとし、受講者はいずれの標的を使用するかを選択できる。

(2) 射撃の方法等

ア 射撃回数

受講者1人につき、原則10回の射撃とする。

ただし、講習指導員が必要と認める場合には、10回を超えて射撃を行わせるものとする。

イ 実包の装填数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装填するものとする。

ウ 試射

規則第8条第3項の規定による射撃回数とは別に、10回以内の試射を認めるものとする。

注1 試射は、照準調整のためのものであるので、射撃講習の記録の対象とはならない。ただし、操作講習の記録の対象となる。

注2 試射は、射撃講習開始前のみ行うことができる。

エ 射撃姿勢

受講者は立射、膝射、伏射及び肘射のいずれか一以上の射撃姿勢により射撃を実施することとし、それぞれの射撃姿勢について依託射撃を可能とする。射撃姿勢については操作講習の際に行った空撃ちの状況及び受講者の希望に応じて講習指導員が選択することとする。

なお、講習指導員の指導を受けて、途中で射撃姿勢を変更することもできる。依託射撃を行う場合、架台、土のう又は射台（以下「架台等」という。）を使用することも可能とする。その場合、技能講習を実施する射撃場に備え付けの架台等を使用することとするが、銃を完全に固定する方法（例：ベンチレストで銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めないこととする。

また、銃を安定させるために腕に絡めて使用する負い革についてもその使用を認めることとする。

(3) ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃に係る射撃講習

ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃についての射撃講習は、ライフル銃等射撃講習により実施することとするが、これをライフル射撃場の教習射撃場管理者に委託する場合、同技能講習を行う講習指導員は、ライフル銃の教習射撃指導員でかつ散弾銃の教習射撃指導員でなければならないので、留意すること。

別紙 3

操作講習記録基準

技能講習における危険行為等

1 危険行為

危険行為		適用細目	備考
A	銃口を人に向けた場合	銃口を人のいる方向に向けた場合	
B	用心がねに指を入れた場合	用心がねの中に指を入れた場合	射撃若しくは空撃ちをする場合又は引き金の異常の有無を確認する場合を除く。
C	暴発	射撃の意思がなく、かつ、射撃の必要がないときに銃から弾が出た場合	(散弾銃の場合) 銃器故障の場合及びクレーが放出器から放出され飛しょうを完了するまでの間を除く。 (ライフル銃の場合) 銃器故障の場合を除く。
D	機関部不開放等	銃を携帯し、又は銃架等に置くときに次の措置を執らなかった場合 (散弾銃の場合) ア 元折銃は、銃を折り機関部を開放する。 イ 元折銃以外の銃は、遊底を開き機関部を開放する(弾倉着脱式のものにあっては、弾倉も取り外す)。	携帯する場合のうち射撃及び空撃ちをする場合を除く。

			<p>(ライフル銃等の場合)</p> <p>ア ボルト式銃は、ボルトを開き機関部を開放する。</p> <p>イ 自動式銃は、遊底を開き機関部を解放する。</p> <p>ウ 弾倉着脱式銃は、遊底を開き、機関部を開放し、かつ、弾倉を取り外す。</p>	
E	実包装填有無の不確認	射台以外の場所で実包装填したままの銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	実包装填とは、薬室及び弾倉に実包装填が入っていることをいう。	
F	射台以外の場所で実包装填	射台以外の場所において実包装填した場合	模擬弾を使用して行う操作講習を除く。	
G	実包装填したまま射台を離れる行為等	<p>次の場合に、薬室及び弾倉に実包装填されているかどうかの確認を行わなかった場合</p> <p>ア 銃を手にした場合</p> <p>イ 射台を離れる場合</p>	<p>(散弾銃の場合)</p> <p>「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。</p> <p>(ライフル銃の場合)</p> <p>1 「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。</p> <p>2 弾倉式以外のものは、薬室内の確認をすれば足りる。</p>	
H	上記以外の危険行為を行った場合	a	銃の保持方法が確実ではないために銃を取り落とした場合	
		b	射台で実包装填した状態で銃を手から離した場合	

		c	銃を不安定な状態に置いたために銃が倒れたり落ちたりした場合	
I	禁止行為		射場府令第8条第1項第3号から第5号までに規定する行為について行った場合	この項目については、一度でも該当すれば技能講習を打ち切る。

2 指導項目

指導項目	適用細目	備考
銃の機能の安全点検を行わなかった場合	銃の点検を行う際に、次の確認を行わなかった場合 ア 銃身部の異常の有無の確認 イ 安全装置の作動の異常の有無の確認 ウ 引き金の異常の有無の確認 エ 先台が確実に装着されているかどうかの確認 オ 銃身部、機関部及び銃床部の接合部分の異常の有無の確認	
分解結合が不良な場合	(散弾銃の場合) 分解結合動作が著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合 (ライフル銃等の場合) ボルトの取付け及び取り外しが著しく不正確であり、かつ、	(ライフル銃等の場合) ボルト式ライフル銃等に限る。

	円滑でない場合	
不発が生じた場合 において、必要な 措置を執らなかつ た場合	不発が生じた場合において、 次の措置を執らなかつた場合 ア 引き金を引いても撃発し ない場合には、10秒前後そ のままの姿勢を崩さず、不 発弾であることを確認した うえで脱包する。 イ 脱包した不発弾は、自ら 保管すること。	
実包を自らの目に 届かない所に放置 した場合	実包を自らの目に届かない所 に放置した場合	

別紙4 技能講習記録表

ライフル銃等によるもの

技能講習記録表

受講日	射撃場名	
	射撃指導員	
受講番号	氏名	

(1) 記録基準細目一覧表

危険行為		チェック		指導項目	チェック	指導事項
A	銃口を人に向けた場合			安全点 検不履 行	銃身部	
B	用心がねに指を入れた場合				安全装置	
C	暴発				引き金	
D	機関部不開放等				先台	
E	実包装填有無の不確認				接合部分	
F	射台以外の場所で実包装填			ボルトの取付け等		
G	実包装填したまま射台を離れる行為			不発処理不適切		
H-a b c	銃を取り落とした			実包装置		
	実包装填状態で銃を手離した(射台)					
	銃の転倒等					
I	禁止行為					

(2) 射撃結果

射撃結果									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝
伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝	立膝
伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘	伏肘

※ 標的に当たった場合は枠内に斜線を記入し、射撃を行った姿勢に応じて立、膝、伏、肘のいずれかを選択し、通常の射撃の場合にはOを、依託射撃の場合には△で囲むこと。

(3) 特記事項

特記事項

別紙4 技能講習記録表

散弾銃によるもの

技能講習記録表

受講日	射撃場名	
	射撃指導員	
受講番号	氏名	

(1) 記録基準細目一覧表

危険行為		チェック	
A	銃口を人に向けた場合		
B	用心がねに指を入れた場合		
C	暴発		
D	機関部不開放等		
E	実包装填有無の不確認		
F	射台以外の場所で実包装を装填		
G	実包装を装填したまま射台を離れる行為		
H-a b c	銃を取り落とした		
	実包装填状態で銃を手離した(射台)		
	銃の転倒等		
I	禁止行為		

指導項目		チェック		指導事項	
安全点 検不履 行	銃身部				
	安全装置				
	引き金				
	先台				
	接合部分				
分解結合不良					
不発処理不適切					
実包装放置					

(2) 射撃結果

射撃結果														
トラップ														
ストレート			左5度			右5度			左10度			右10度		
ストレート			左20度			右20度			左35度			右35度		
スキート														
1	番	2	番	3	番	6	番	7	番					
	M		M		M		P		P					
1	番	2	番	3	番	5	番	6	番					
	P	M	P	M	P	M	P	M	P	M				

※ 標的に当たった場合は枠内に斜線を記入すること。

(3) 特記事項

特記事項

別紙5 射撃姿勢等確認表

ライフル銃等

受講日		射撃場名	
受講者氏名		講習指導員	

確認項目	適用細目	チェック項目	チェック欄	備考
射撃姿勢	姿勢	銃が発射時に安定した状態に置かれているか。		
		重心が射撃姿勢の支持面の中心にあるか。		
		頭の位置は適切か。目が照準線に正しく向いて射撃姿勢が取れているか。		
		射撃中常に同じ状態の射撃姿勢が取れているか。		
	グリップ(銃把, 前床部(フォアエンド)の握り方)	引き金を引く指の位置は適切か。		
		銃把の握り方は適切か。		
		前床部(フォアエンド)の保持・握り方は適切か。		
肩付け	床尾板(パットブレード)の位置は適切か。			
頬付け	位置 (銃を頬骨の下に正しく圧着させる。)			
射撃動作	照準方法	スコープ, マイクロサイト等の照準器の操作が適切に行えるか。		
	据銃動作	銃口の位置が動揺せず, 頬付け, 肩付けが一連の据銃動作として行う。		
その他	発射の方向	標的の方向と著しく異なる方向に発射していないか。		
	銃の特性	自己の銃の特性を理解して射撃できているか。		

※ チェック欄の記載については, 正確かつ確実にできた項目については◎を, 正確にほぼできた項目については○を, 指導をした項目については△を記載すること。
 なお, △を記載した場合は備考欄に修正すべき事項を記載して受講者に今後注意すべき点として理解させること。

別紙5 射撃姿勢等確認表

散弾銃

受講日		射撃場名	
受講者氏名		講習指導員	

確認項目	適用細目	チェック項目	チェック欄	備考
射撃姿勢	姿勢	銃が発射時に安定した状態に置かれているか。		
		重心が射撃姿勢の支持面の中心にあるか。		
		頭の位置は適切か。目が照準線に正しく向いて射撃姿勢が取れているか。		
		射撃中常に同じ状態の射撃姿勢が取れているか。		
	グリップ(銃把, 先台の握り方)	引き金を引く指の位置は適切か。		
		銃把の握り方は適切か。		
		先台の保持・握り方は適切か。		
肩付け	床尾板の位置は適切か。			
頬付け	位置 (銃を頬骨の下に正しく圧着させる。)			
射撃動作	照準方法	標的, 照星, 中間照星, リブの正しい位置, 両目で狙う。		
	拳(据)銃動作	銃口の位置が動揺せず, 頬付け, 肩付けが一連の拳(据)銃動作として行う。		
	スイング	手で行うのではなく, 腰を中心に回転するように行う。		
その他	発射の時期	発射の時期を著しく失っていないか。		
	発射の方向	標的の方向と著しく異なる方向に発射していないか。		
	銃の特性	自己の銃の特性を理解して射撃できているか。		

※ チェック欄の記載については、正確かつ確実にできた項目については◎を、正確にほぼできた項目については○を、指導をした項目については△を記載すること。なお、△を記載した場合は備考欄に修正すべき事項を記載して受講者に今後注意すべき点として理解させること。